

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第15号**

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県が出資した土地及び建物の処分等に係る協議) <b>第18条</b> 法人は、県が出資した土地又は建物の全部又は一部の処分等をしようとするとき（ <u>法第44条第1項本文及びただし書に規定するときを除く。</u> ）は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 2 (略)	(県が出資した土地及び建物の処分等に係る協議) <b>第18条</b> 法人は、県が出資した土地又は建物の全部又は一部の処分等をしようとするとき（ <u>法第44条第1項に規定するときを除く。</u> ）は、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 2 (略)

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。